

入札公告

次のとおり一般競争に付します。

2026 年 7 月 17 日

契約責任者

日本郵便株式会社

不動産部担当執行役員 鏡原 大輔

1 業務の概要

- (1) 業務名 伊達郵便局ほか 1, 0 5 4 施設縦型自立看板安全対策調査業務委託
- (2) 履行場所 仕様書別紙のとおり
- (3) 業務内容等 全国の郵便局に設置されている縦型自立看板の劣化状況の調査を行うもの。(全 1, 0 5 5 施設)
- (4) 履行期限 契約締結日から 2 0 2 7 年 3 月 1 日まで
- (5) 本業務の入札手続では、取引先資格確認申込書（以下「申込書」という。）、取引先資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札書の提出を郵送により行う。

2 取引先の資格

取引先資格	全省庁統一資格（役務の提供等）を有する者又は建設業法第 27 条の 29 に定める建設工事に係る総合評定値の建築一式又は鋼構造物の通知を受けている単体企業の者であること。
営業所	本店、支店又は営業所を東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の一つに有すること。
会 社 に 求 め る 実 績 及 び 配 置 予 定 技 術 者 に 求 め る 資 格	1、履行実績 2011 年度以降に元請として完了した、次の(1)及び(2)の実績を有していること。 (1) 鋼製の屋外広告塔（鉄筋コンクリート造の基礎を伴った自立型サイン）の設置。なお、設置した屋外広告塔の数は問わない。 (2) 鋼製の屋外広告塔（鉄筋コンクリート造の基礎を伴った自立型サイン）取り付け部等の異常、損傷についての調査点検業務（屋外広告物申請に伴う調査点検業務を含む）。なお、当該調査点検業務は、1 契約案件で 60 施設以上実施したものを対象とするが、複数の契約を合算することも可とする。この場合は、重複期間が 1 カ月以上あること。 2、配置予定技術者 管理技術者は、自社社員とし、次のいずれかの有資格者とし、1 名以上配置する。 なお、自社社員については、実質的な派遣形態である場合は、認めない。 (1) 一級又は二級建築士 (2) 1 級又は 2 級建築施工管理技士 (3) 屋外広告士
その他	

別紙入札説明書に示すとおりとする。

3 担当部署

契約	日本郵政建築株式会社 業務管理本部 業務部（契約担当：内藤）	携帯電話（内藤）：050-3823-2110 業務管理本部電話：03-6636-8604 メールアドレス： keiyaku.honsya.ii@jp-ae.jp	〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
F M 企 画 部	日本郵政建築株式会社 プロジェクト管理本部 FM企画部（保全企画担当：一戸）	携帯電話（一戸）：050-3823-0313 プロジェクト管理本部電話：03-6636-8602 メールアドレス： hozenkikaku.ii@jp-ae.jp ※連絡は原則、電子メールでお願いします。	大手町プレイスエスタワー 24階

4 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場 所
入札説明書等の交付	2026年7月17日（金）から 2026年7月31日（金）まで	日本郵政グループホームページ（建設工事関係）からダウンロード
仕様書等の貸与	2026年7月17日（金）から 2026年7月31日（金）まで	前記3の担当部署（FM企画部）にメールで申し込み。
入札書、申込書及び資料の提出	2026年7月31日（金）までに必着	前記3の担当部署（契約）に郵送。
開札	2026年8月3日（月） 15時30分	東京都千代田区大手町二丁目3番1号 大手町プレイス ウェストタワー3階 入札室

（注）上記の期間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

日本郵政グループホームページ（建設工事関係）

日本郵政グループホームページアドレス <http://www.japanpost.jp/>

日本郵政グループホームページ → 日本郵政グループについて → 調達情報、公告

→ 調達情報 → 一般調達情報 → 建設工事・設備運行・設備保守関係 → 入札公告 →

会社 日本郵便株式会社 → 検索

5 取引先資格の確認

本入札への参加を希望する者は、前記 2 に示す取引先の資格を有することを証明するため、申込書及び資料を後記 7 に示す入札書を入れた中封筒と表封筒の間に入れて郵送（書留郵便等で記録が残るものとし、最終日までに必着とする。）により提出すること。

6 仕様書等の交付等

(1) 仕様書等貸与期間及び場所は、前記 4 に示すとおりとする。

なお、郵送（送料実費負担）を希望する者は貸与場所（前記 3 担当部署（FM 企画部））にメール連絡すること。

(2) 仕様書等の返却

貸与された図面等は、開札当日までに、前記 3 担当部署（FM 企画部）に持参又は郵送により必ず返却すること。

7 入札

前記 4 に示す期限、場所に、初度及び再度の 2 回分の入札書を郵送（書留郵便等で配達記録が残るものとし、最終日までに必着とする。）により提出すること。

なお、入札書を郵便局において差出した際に受領する「書留・特定記録郵便物等受領証（お客様控え）」の写しを開札日の 2 日前までに前記 3 の担当部署（契約）に電子メールにより送信すること。詳細は別添「郵便入札の注意事項」による。

送信先メールアドレス：keiyaku.honsya.ii@jp-ae.jp

8 開札

(1) 前記 4 に示す期日、場所において希望する入札者又は代理人の立会い（任意）により行う。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、社員を立会わせて行う。

なお、開札以後に資格審査を行うため、最低価格者名及び価格のみ公表し、落札宣言は行わない。

(2) 初度入札で落札者がいない場合は、直ちに再度入札書を開札することができる。

(3) 初度入札で落札した場合における再度入札書は破棄する。

9 その他

(1) 契約書の作成の要否 要

(2) 入札の無効

本公告に示した取引先の資格のない者のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(4) 提出期限以降の申込書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 支払条件 請負契約書（案）による。

入札説明書

入札公告に基づく入札等については、関係法令及び関係規定類に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

(1) 取引先資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び取引先資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、日本郵政グループ各社からの指名停止、仕様書別紙の対象施設が所在する都道府県を管轄する地方整備局等又は仕様書別紙の対象施設が所在する都道府県から指名停止（日本郵政グループ各社以外の指名停止の場合は、措置要件が虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反又は安全管理の不適切により生じた事故である場合を除く。）を受けている期間中でないこと。

(2) 次に該当しない者であること。

ア 以下の各号に該当し、日本郵便株式会社が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

(ア) 不正又は不誠実な行為をした者

(イ) 不法行為をした者

(ウ) 契約の履行に当たり、契約義務違反のあった者

(エ) 安全管理の措置が不適切であると認められる者

(オ) 契約相手方として不適切であると認められる者

(カ) その他、日本郵便株式会社に損害を与えた者

イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成 14 年法律 154 号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成 8 年法律第 95 号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。

エ 自己若しくは自己の役員等（役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の従業者をいう。）又は自己の委託先（委託が数次にわたるときはその全てを含む。）若しくはその役員等が次の各号のいずれかに該当する者。

(ア) 暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。

(イ) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(ウ) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。

(オ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(カ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 申込書及び資料の作成に当たっての留意事項

(1) 申込書は【別紙 1】により作成のこと。

(2) 資料は次により作成すること。

ア 取引先資格

入札公告に示す取引先資格が確認できる資料を添付すること。

イ 履行実績等

入札公告に示す履行実績及び営業所等の所在地を【別紙２】に記載すること。

ウ 配置技術者

入札公告に示す資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び開札時における他業務の従事状況を【別紙３】に記載すること。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び申込時における他業務の従事状況を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定の技術者とする場合において、他の業務を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、入札に参加してはならず、申込者は直ちに当該申込書の取下げを行うこと。他の業務を落札したことにより配置予定の技術者を配置できないにもかかわらず入札をした場合においては、取引先の制限を行うことがある。

やむを得ない事情により着任予定者の変更が必要となった場合は、入札公告の担当部署（ＦＭ企画部）に速やかに連絡をすること。

エ 履行実績等を確認する資料

(ア) 前記アの資料には、取引先資格が確認できる次の書類を添付するものとする。

資格審査結果通知書（全省庁統一資格）又は総合評定値通知書の写し

(イ) 前記イの資料には、【別紙２】に記載した内容が確認できる次の書類を添付するものとする。

契約書（仕様書含む）、報告書の写し

(ウ) 前記ウの資料には、【別紙３】に記載した内容が確認できる次の書類を添付するものとする。

・ 資格証の写し

・ 雇用証明書

オ 表明・確約書等

表明・確約書【別紙４】及び会社概要が分かる資料を提出すること。

3 取引先の資格の確認

取引先の資格の有無の確認は、開札後に落札者を対象に行う。最低価格者から確認を行い、確認ができた時点で以後の確認は行わないため全者に対しての確認は行わない。確認の過程で取引先の資格がないと認めた者には落札決定前に説明を行う。

4 仕様書等の交付

仕様書等は入札公告に示す期間に担当部署（ＦＭ企画部）において貸与する。郵送（送料実費負担）を希望する者は交付担当部署に連絡すること。貸与された仕様書等は開札当日までに貸与元に持参又は郵送（送料実費負担）の上、必ず返却すること。

5 入札、開札の日時、場所及び方法

(1) 入札方法

入札書は郵送（書留郵便等で配達記録が残るものに限る。）することとし、他の方法による入札は認めない。

(2) 入札期限等

入札公告に示す期限までに指定の場所に送付すること。

(3) その他

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の率に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

契約希望金額から消費税及び地方消費税の率に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

イ 入札回数は、原則として2回を限度とする。

6 契約の相手方の決定

契約の相手方の決定は、前記5により提出された入札書の入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効なものである場合とする。ただし、当該入札書記載価格が低入札価格調査基準を下回る場合は、調査を行うので、入札書提出者は当該調査に協力しなければならない。

なお、調査結果が当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められる場合は、契約の締結を行わない。

7 入札の無効

入札公告において示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札説明書並びに入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

8 配置予定技術者等の確認

- (1) 配置予定の技術者が、病気、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、申込書の差し替えは認められない。また、病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定の技術者を変更する場合は、入札公告に掲げる要件を満たし、かつ当初の配置予定の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- (2) 資料に記載した配置予定の技術者を、契約の相手方の決定の日の翌日から起算して原則7日以内に当該業務に配置すること。

9 その他

- (1) 入札に参加する者は、入札者注意書、請負契約書案及び仕様書等を熟読し、その内容を遵守すること。
- (2) 申込書又は資料に虚偽の記載をした場合は、取引先の制限を行うことがある。
- (3) 申込書、資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 申込書、資料等は、提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出された申込書、資料等は、返却しない。
- (6) 提出期限以降の申込書、資料等の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 履行実績等が入札公告に相当するかどうかについて疑義のある場合は、入札公告の担当部署（FM企画部）に照会することができる。

入札は、別に示した事項のほか、この注意書の定めるところにより行う。
なお、見積もり合わせの場合も同様とする。

- 第1 入札に参加する者は、別に示した日時までに、仕様書及び契約書案（請書案を含む。以下同様。）を熟知しておくものとする。
- 2 入札者は、入札後においては、この注意書に掲げた事項並びに仕様書及び契約書案の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 第2 入札者は、入札の際、主務の社員に取引先の資格のある者であることの確認を受けなければならない。
- 2 入札者が代理人であるときは、委任状等代理権のあることを証明できる書面で主務の社員の確認を受けなければならない。
- 3 前2項の確認を受けない者は、入札させない。
- 第3 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とする。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の率に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税の率に相当する額を除いた金額を入札書に記載するものとする。
- 第4 入札書は、別紙様式により作成し、別に示した日時にこれを入札箱に投入するものとする。
- 2 入札書を郵送する場合にあっては、次に定める方法で郵送しなければならない。（別添「郵便入札の注意事項」参照）
- (1) 入札書の郵送に当たっては、表封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
- (2) 初度及び再度入札に係る入札書をそれぞれの中封筒に入れ、封かんの上、その中封筒の表面に、初度入札に係る入札書在中の中封筒には「第1回」、再度入札に係る入札書在中の中封筒には「第2回」とそれぞれ回数を記載し、開札日、入札件名、自己の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び連絡先を記載すること。
- (3) 表封筒には、入札書を同封した中封筒及び別に示した書面及び第2の第2項の規定に準じて主務の社員の確認を受けるのに必要な書面を入れ、その表封筒の表面に開札日、入札件名、自己の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、入札書在中の旨の表示及び連絡先を記載すること。
- (4) 一の表封筒には三以上の中封筒を同封してはならない。
- (5) 書留郵便等で配達記録が残る方法で郵便局に差し出すこと。
- 3 入札書に記載する日付は、入札・開札の年月日とする。ただし、郵送する場合は、入札書を作成した日とする。
- 第5 入札者は、第4の規定により入札書を持参して入札箱へ投函した後、又は郵便局に差し出し契約責任者が受領した後においては、開札の前後を問わずこれを引き換え、若しくは変更し、又は取り消すことができない。
- 第6 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54

号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

第7 入札の執行中、入札場所において次の各号の一に該当する行為があると認められる者は、入札場外に退去させる。

- (1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (2) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしたとき。

第8 開札は、あらかじめ示した日時及び場所において、入札者を立ち会わせて（任意）行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは社員を立ち会わせてこれを行う。

第9 次に該当する入札書は受理しない。

- (1) 第4の第1項又は第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書
- (2) 郵送の場合は、入札書を受領する最終日時に遅れて到着した入札書
- (3) 表封筒記載の開札日及び入札件名のいずれかが別に示す開札日及び入札件名と異なる入札書
- (4) 表封筒に開札日、入札件名及び入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のいずれかが記載されていない入札書

第10 次に該当する入札書は無効とする。

- (1) 当該入札に係る取引先の資格のない者により提出された入札書
- (2) 入札書の申込みに係る価格（以下「入札金額」という。）の記載のない入札書
- (3) 入札書に記載した契約名が別に示したものと相違する入札書
- (4) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (6) 同一の者により提出された2以上の入札書
- (7) 2以上の入札者の代理人により提出された入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について押印のない入札書
- (10) 入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判読できない入札書
- (11) 明らかに連合によると認められる入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

第11 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなすなどの情報があつた場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

第12 入札書に内訳を記載する場合において、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

第13 入札は、予定価格の制限の範囲内で最低価格（最高価格）のものを落札とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格

をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- 2 契約責任者が、当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査を行うときは、当該調査に協力しなければならない。
- 3 第1項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定する。この場合、くじ引きの順序はじゃんけんによる。
- 4 前項の場合において、くじを引く者が出席しないか又はくじを引かないときは、社員にくじを引かせる。
- 5 落札者を決定したときは、入札に参加した者に落札者の氏名（法人にあっては名称）、及び金額を口頭で通知する。ただし、第1項ただし書きにより落札者を決定した場合、又は郵送した者に対しては別に書面で通知する。
- 6 第1項本文の場合において、落札となる者がいないときは、直ちに再度の入札に付すことがある。
- 7 リバースオークションによる場合は、別に定める「入札要綱書」及び「リバースオークション定義書」による。

第14 落札者は、契約責任者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを契約責任者に提出しなければならない。ただし、契約責任者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

第15 次に該当するときは、落札の決定を取り消す。ただし、契約責任者において、正当な理由があると認め承認を与えたときはこの限りでない。

- (1) 第12の規定により入札書の補正をしないとき
- (2) 落札者が第14に規定する期間内に契約書を提出しないとき

第16 次に該当する者は、入札に参加することができないものとする。

- (1) 以下の各号に該当し、日本郵便株式会社が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。（別表「取引先として不適当と認める項目」参照）
 - ア 不正又は不誠実な行為をした者
 - イ 不法行為をした者
 - ウ 契約の履行にあたり、契約義務違反のあった者
 - エ 安全管理の措置が不適切であると認められる者
 - オ 契約相手方として不適切であると認められる者
 - カ その他、日本郵便株式会社に損害を与えた者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成14年法律154号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。
- (4) 自己若しくは自己の役員等又は自己の下請負人若しくはその役員等が次の各号のいずれかに該当する者。
 - ア 暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力

団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。

イ 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

ウ 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。

オ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

カ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(5) 契約責任者が定める資格を有していない者

第 17 契約に要する費用は、全て落札者の負担とする。

取引先として不適当と認める項目

項 目	要 件
1 不正又は不誠実	(1) 契約の履行にあたり故意に製造又は履行を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
	(2) 落札又は見積額決定後、契約締結の拒否・辞退があったとき
	(3) 入札説明書又は入札者注意書の定めに違反した行為があるとき
2 不法行為	(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下、独占禁止法という）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき
	(2) 日本郵便株式会社の社員に対して行った贈賄又は詐欺等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知ったとき
3 契約義務違反	(1) 契約の相手方の責めに帰すべき理由により契約の解除をしたとき
	(2) 契約不履行をしたもの
	(3) 契約の履行に際して知り得た会社の秘密を第三者に漏らし、又は利用したとき
	(4) 履行遅滞があったとき（納期の猶予を認めた場合）
	(5) 品質検査不合格で、特に措置する必要があると認められるとき（減価採用を認めた場合）
	(6) 隠れた瑕疵が発見された物品の納入をした者で、特に必要があると認められるとき
	(7) その他の契約違反があったとき
4 安全管理の措置が不適切	業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆又は労働者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき
5 不適切な相手方	(1) 日本郵便株式会社との契約に係る事案で日本郵便株式会社に損害を与えたとき
	(2) 社会的に問題となり、その反響度合いが著しくマスコミ等で大きく取り上げられ、特に必要があると認められるとき
	(3) 上記各号に該当するもの以外で、契約の相手方として不適切と認められるとき

郵便入札（見積）の注意事項

入札における入札書等の郵送にあたっては、次の事項にご注意ください。

なお、見積もり合わせにおける見積書の郵送方法も同様です。

1 入札書等の郵送方法等

(1) 郵送方法

ア 必ず郵便局の書留郵便等の配達記録が残るものにより郵送してください。

イ 入札公告、指名通知又は見積依頼書（以下、「公告等」という。）で示した提出先に郵送してください。

ウ 上記ア及び持参以外の方法（普通郵便、FAX等での提出）で提出された入札書等は、受け付けません。

(2) 提出する封筒

次の方法により二重封筒としてください。

ア 中封筒

中封筒は2通用意し、それぞれ第1回及び第2回の入札書のみを入れて封かんし、開札日、入札件名、入札回数、入札者の商号又は名称、代表者名、担当者名、担当者連絡先（電話番号・電子メールアドレス）を別紙1の様式に記入して切り取り取った上、中封筒表面に貼り付けてください。

イ 表封筒には、入札書を封入した中封筒を入れ、アと同様に各情報を記載した様式を切り取り、表封筒に貼り付けてください。

なお、差出人住所等の記載は漏れないようにしてください。

ウ 封筒への貼り付け方法は別紙を参照してください。

2 入札書等の提出期限

入札書等の提出期限は、公告等にあらかじめ示していますので、示された提出期限までに必ず郵便局に差し出してください。

なお、提出期限後に差し出された入札書等は受け付けません。

3 郵送後の処理

郵便局において、入札書等を書留郵便等の配達記録が残るものにより差し出した際に手交された「書留・特定記録郵便物等受領証（お客様控）」の写しを、公告等で示された日時までに連絡先に電子メールにより必ず送信してください。

送信先メールアドレス：keiyaku.honsya.ii@jp-ae.jp

4 その他

上記1及び2のほか公告等及び入札者注意書を熟読し、入札書を郵送してください。